

令和 7 年 度

職業訓練指導員試験受験案内

この試験は、職業能力開発促進法の規定に基づき、職業訓練指導員の資格を取得するために実施する試験です。

（この試験は、香川県職業訓練指導員の採用試験ではありません。）

◆◆ 免許取得者の特典 ◆◆

○ 免許取得者は、その職種について技能検定（1級・単一等級・2級・3級）を

受検する際に、学科試験の全部が免除されます。

○ 免許取得後1年の実務経験で、1級技能検定を受検することができます。



香 川 県

1 実施職種

実 施 職 種	対 象 者
(1) 別表 3 の職種/学科試験のうち指導方法	受験資格を有する者で、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者

2 試験の日時及び会場

区 分		試 験 日 時 令和 7 年 8 月 17 日（日曜日）	
学科試験	指導方法	午後 1 時から午後 2 時まで	受付 午後 12 時 30 分から 午後 12 時 50 分まで
試 験 会 場		高松市番町四丁目 1 番 10 号 香川県庁本館 12 階第 2 会議室	

3 試験科目

指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業能力開発関係法規）

4 受験資格及び免除の範囲

職業能力開発促進法第 30 条第 3 項に定める者であって、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者は、試験を受けることができます（受験資格（主なもの）と試験の免除の範囲は、別表 1 及び別表 2 のとおり）。

5 欠格者

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2 年を経過しない者

6 受験申請の手続き

受験申請書類等を持参若しくは郵送又は電子申請により提出すること。電子申請の場合は香川県商工労働部労働政策課ホームページ (<https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/index.html>) に掲載する方法により行うこと。

(1) 受付期間及び提出先

① 受付期間

令和 7 年 7 月 11 日（金曜日）から令和 7 年 7 月 25 日（金曜日）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

② 提出先

郵便番号 760-8570

高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部労働政策課 職業能力開発グループ（県庁東館 6F）

電話 087(832)3367(ダイヤルイン)

※ 本人又は内容の分かる方が直接持参するのが原則ですが、やむを得ない理由により郵送される場合は、原則として書留郵便で送付願います。なお、郵送の場合は、受付期間の最終日までの消印のあるものが有効です。

(2) 提出書類

- | | | |
|------------------|---|------------------------------------|
| ① 職業訓練指導員試験受験申請書 | } | ご自宅でダウンロードできるほか、労働政策課での配布も行っております。 |
| ② 履歴書 | | |
| ③ 職業訓練指導員試験受験票 | | |
| ④ 写真 2 枚 | | |

申請前 6 か月以内に撮影した上半身正面、脱帽した写真（たて 40mm×よこ 30mm）、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。

写真は、受験申請書及び受験票の所定欄にはり付けること。

⑤ 受験資格又は免除要件を証する書類

（各種免許及び合格証書の写し、卒業（修了）証明書の写し等のうち必要なもの）

⑥ 受験手数料

学科試験 3,100 円（「香川県収入証紙」により納付してください。）

島しょ部（小豆島を除く。）又は県外に住所のある者は、郵送の場合、ゆうちょ銀行が取り扱っている為替証書（定額小為替証書又は普通為替証書で一切の加筆がないもの）を同封することにより納付できます。

申請を受け付けた後は、いかなる理由があっても受験手数料の返還はできませんのでご注意ください。

7 合格発表

合格者の受験番号は、令和 7 年 8 月 29 日（金曜日）に、香川県庁東館掲示板に掲示するほか、香川県商工労働部労働政策課ホームページ

（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/index.html>）上で発表します。

なお、電話での合否の問い合わせには応じられません。

8 合格証書の交付

合格者には、労働政策課において、職業訓練指導員試験合格証書を交付します。

9 試験結果の提供の請求

この試験の得点について、合格発表の日から令和7年9月29日（月曜日）までの間は、労働政策課において口頭による提供の請求ができます。その際は、受験者本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証等）が必要です。

10 免許証の交付

合格者は、別途申請（手数料2,300円（香川県収入証紙））により職業訓練指導員免許証の交付を受けることができます。ただし、申請時点で職業能力開発促進法第28条第5項各号のいずれかに該当する者はこれを受けることはできません。

11 その他

- (1) 受験者は、試験当日、筆記用具を持参してください。
- (2) 集合時間は厳守してください。
- (3) この試験について不明な点は、香川県商工労働部労働政策課職業能力開発グループにお問い合わせください。

別表 1

受 験 資 格 及 び 免 除 の 範 囲

受 験 資 格 (主なもの)		実務経験 年 数	免 除 の 範 囲			
			実技	学 科		指導 方法
				関連学科		
				系基礎	専攻	
学 校 教 育	● 大学卒業	1年以上		○	○	
	● 短期大学卒業	2年以上				
	● 高等専門学校卒業	2年以上		○	○	
	● 高等学校又は中等教育学校の後期課程卒業	3年以上				
	高等学校又は中等教育学校の卒業	5年以上				
職 業 訓 練※	指導員養成課程の指導員養成訓練修了者で、既に他の指導員免許を受けた者	1年以上				
	職業能力開発研究学域の指導員養成訓練修了者で、既に他の指導員免許を受けた者	1年以上				
	実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練修了 (職業能力開発総合大学校の長が認める者)	1年以上	合格と認められる科目について免除			
	● 応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了	—		○	○	
	● 専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了	1年以上		○	○	
	● 普通課程の普通職業訓練修了	2年以上				
	● 短期課程の普通職業訓練 (700 時間以上) 修了	3年以上				
厚生労働大臣が 指定する学校	● 専門課程(2年)の専修学校卒業	3年以上				
	● 専門課程(3年)の専修学校卒業	2年以上				
	● 高等課程若しくは一般課程(2年)の 専修学校又は各種学校(2年)卒業	4年以上				
	● 高等課程若しくは一般課程(3年)の 専修学校又は各種学校(3年)卒業	3年以上				
実務のみ経験者		8年以上				
免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者		—	○			
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験に合格した者 (一部合格者は合格した学科)		—		○	○	○
免許職種に関し職業能力開発促進法による技能検定1級又は 単一等級に合格した者		—	○	○	○	
免許職種に関し職業能力開発促進法による技能検定2級に 合格した者		—	○			
上記のいずれかの受験 資格に該当する者	免許職種と同一系の職業訓練指導員免許の交付を受けた者又は その学科試験に合格した者	—		○		○
	上記以外の職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者又は学 科試験に合格した者	—				○

(注) 1 ●印は免許職種に関する学科を履修していること。 ○印は免除される範囲

2 技能検定単一等級合格者のうち、電子回路接続及びバルコニー施工は免除資格なし。

3 免許職種と技能検定職種との対応関係は、別表4のとおり。

※本表に記載のない課程についても、受験資格及び免除が認められる場合がありますので、詳しくは労働政策課までご連絡ください。

別表2

他の法令による受験資格及び試験の免除

指 導 員 免 許 職 種	受 験 資 格 (主 な も の)	免 除 の 範 囲			
		実 技	学 科		
			系 基 礎 学 科	専 攻 学 科	指 導 方 法
溶 接 科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○	
電 子 科	電波法による第一級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士、平成十二年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和五十三年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
航空機整備科	航空法による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○	
測 量 科	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○	
ボ イ ラ ー 科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○	
電 気 通 信 科	電波法による第一級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○	
臨 床 検 査 科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	○	
事 務 科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成十五年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○	○	
介護サービス科	児童福祉法による保育士登録証を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号の規定に該当するもの、保健師助産師看護師法による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者、同法による准看護師の免許を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの、教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの若しくは同号の規定に該当するもの、理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であって、同号の規定に該当するもの、社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者であって、同号の規定に該当するもの、同法による介護福祉士登録証を有する者、精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有する者であって、同号の規定に該当するもの又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、同号の規定に該当する者	○	○	○	
港 湾 荷 役 科	労働安全衛生法による船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であつて、道路交通法による大型特殊自動車免許並びに労働安全衛生法による車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者	○	○	○	

別表3

「職業訓練指導員免許職種」

園 芸 科	時 計 科	製 本 科	表 具 科	デ ザ イ ン 科
造 園 科	光 学 ガ ラ ス 科	プ ラ ス チ ッ ク 製 品 科	左 官 ・ タ イ ル 科	義 肢 装 具 科
森 林 環 境 保 全 科	光 学 機 器 科	レ ザ ー 加 工 科	築 炉 科	電 気 通 信 科
鉄 鋼 科	計 測 機 器 科	ガ ラ ス 科	ブ ロ ッ ク 建 築 科	電 話 交 換 科
鑄 造 科	理 化 学 機 器 科	ほ う ろ う 製 品 科	熱 絶 縁 科	事 務 科
鍛 造 科	製 材 機 械 科	陶 磁 器 科	冷 凍 空 調 機 器 科	貿 易 事 務 科
熱 処 理 科	内 燃 機 関 科	石 材 科	配 管 科	流 通 ビ ジ ネ ス 科
塑 性 加 工 科	建 設 機 械 科	麵 科	住 宅 設 備 機 器 科	写 真 科
溶 接 科	農 業 機 械 科	パ ン ・ 菓 子 科	さ く 井 科	介 護 サ ー ビ ス 科
構 造 物 鉄 工 科	縫 製 機 械 科	食 肉 科	土 木 科	理 容 科
金 属 表 面 処 理 科	織 布 科	水 産 物 加 工 科	測 量 科	美 容 科
機 械 科	織 機 調 整 科	発 酵 科	建 築 物 設 備 管 理 科	ホ テ ル ・ 旅 館 ・ レ ス ト ラ ン 科
電 子 科	染 色 科	建 築 科	ボ イ ラ ー 科	観 光 ビ ジ ネ ス 科
電 気 科	ニ ッ ト 科	枠 組 壁 建 築 科	ク レ ー ン 科	日 本 料 理 科
コ ン プ ュ ー タ 制 御 科	洋 裁 科	と び 科	建 設 機 械 運 転 科	中 国 料 理 科
発 変 電 科	洋 服 科	建 設 科	港 湾 荷 役 科	西 洋 料 理 科
送 配 電 科	縫 製 科	プ レ ハ ブ 建 築 科	化 学 分 析 科	臨 床 検 査 科
電 気 工 事 科	和 裁 科	屋 根 科	公 害 検 査 科	フ ラ ワ ー 装 飾 科
自 動 車 製 造 科	寝 具 科	ス レ ー ト 科	木 材 工 芸 科	メ カ ト ロ ニ ク ス 科
自 動 車 整 備 科	帆 布 製 品 科	建 築 板 金 科	竹 工 芸 科	情 報 処 理 科
自 動 車 車 体 整 備 科	木 型 科	防 水 科	漆 器 科	フ ォ ー ク リ フ ト 科
航 空 機 製 造 科	木 工 科	サ ッ シ ・ カ ー ラ ス 施 工 科	貴 金 属 ・ 宝 石 科	建 築 物 衛 生 管 理 科
航 空 機 整 備 科	工 業 包 装 科	畳 科	印 章 彫 刻 科	
鉄 道 車 両 科	紙 器 科	イ ン テ リ ア 科	塗 装 科	
造 船 科	製 版 ・ 印 刷 科	床 仕 上 げ 科	広 告 美 術 科	

別表 4

「職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表」

免許職種	技能検定職種	免許職種	技能検定職種
建築物設備管理科	ビル設備管理	ガラス科	ガラス製品製造
園芸科	園芸装飾	ほうろう製品科	ほうろう加工
造園科	造園	陶磁器科	陶磁器製造
森林環境保全科		石材科	石材施工、コンクリート積みブロック施工
鉄鋼科	金属溶解	麺科	製麺
鑄造科	金属溶解、鑄造、粉末冶金、ダイカスト	パン・菓子科	パン製造、菓子製造
		食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
鍛造科	鍛造	水産物加工科	水産練り製品製造
熱処理科	金属熱処理、金属材料試験	発酵科	みそ製造、酒造
塑性加工科	金属プレス加工、工場板金、鉄工、建築板金	建築科	建築大工、枠組壁建築、バルコニー施工、建築図面製作、サッシ施工
建築板金科	建築板金	枠組壁建築科	建築大工、枠組壁建築、バルコニー施工、建築図面製作
構造物鉄工科	鉄工		
金属表面処理科	めっき、アルミニウム陽極酸化処理	とび科	とび
機械科	機械加工、非接触除去加工(放電加工)、金型製作、工業彫刻、仕上げ、機械検査、機械保全、油圧装置調整、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、切削工具研削	建設科	型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工
		屋根科	かわらぶき
		スレート科	スレート施工
		防水科	防水施工
		サッシ・ガラス施工科	カーテンウォール施工、ガラス施工、サッシ施工
電子科	電子回路接続、電子機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整	畳科	畳製作
電気科	電気機器組立て、シーケンス制御、自動販売機調整、電気製図	インテリア科	内装仕上げ施工、表装
		床仕上げ科	内装仕上げ施工
自動車製造科	内燃機関組立て	表具科	表装
鉄道車両科	鉄工、鉄道車両製造・整備	左官・タイル科	左官、タイル張り
造船科	鉄工	築炉科	れんが積み、築炉
時計科	時計修理	ブロック建築科	れんが積み、ブロック建築、エーエルシーパネル施工
光学ガラス科	眼鏡レンズ加工、光学機器製造		
光学機器科	光学機器製造	熱絶縁科	熱絶縁施工
理化学機器科	家庭用電気治療器調整	冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工
製材機械科	切削工具研削、製材のこ目立て	配管科	配管、浴槽設備施工
内燃機関科	内燃機関組立て	住宅設備機器科	
建設機械科	建設機械整備	さく井科	さく井、ウェルポイント施工
農業機械科	農業機械整備	土木科	ウェルポイント施工
縫製機械科	縫製機械整備	化学分析科	化学分析
織機調整科	織機調整		
染色科	染色	木材工芸科	漆器製造
ニット科	ニット製品製造	竹工芸科	竹工芸
洋裁科	婦人子供服製造	漆器科	漆器製造
洋服科	紳士服製造	貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
縫製科	布はく縫製	印章彫刻科	印章彫刻
和裁科	和裁	塗装科	塗装、塗料調色
寝具科	寝具製作	広告美術科	広告美術仕上げ
帆布製品科	帆布製品製造	義肢装具科	義肢・装具製作
木型科	木型製作	写真科	写真
木工科	木工機械調整、機械木工、家具製作、建具製作、製材のこ目立て	日本料理科	調理
		中国料理科	
工業包装科	工業包装	西洋料理科	
紙器科	紙器・ダンボール箱製造	フラワー装飾科	フラワー装飾
製版・印刷科	製版、印刷	建築物衛生管理科	ビルクリーニング
製本科	製本	メカトロニクス科	電気機器組立て、シーケンス制御
プラスチック製品科	プラスチック成形、強化プラスチック成形		